

資料8 性能試験の項目及び手法

| | 調査の対象となる要因 | 調査項目 | 調査方法 | 調査時期・頻度 | 調査地点 |
|-----|----------------|------------------|--|---------------------------|--------------|
| 大気 | | ダイオキシン類 | 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成13年8月環境省）による | 着工前及び竣工時(注) 7日間 | 敷地境界の 1地点 |
| | | 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 | 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月環境庁告示第25号）による | | |
| | | 窒素酸化物 | 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月環境庁告示第38号）による | | |
| | | 塩化水素 | 「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁）による | | |
| 排ガス | ばい煙の排出 | ダイオキシン類 | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）により測定 | 竣工時(注)及び年2回 | 各排気筒出口 |
| | | ばいじん | 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・ 通商産業省令第1号）により測定 | | |
| | | 硫黄酸化物 | | | |
| | | 窒素酸化物 | | | |
| | | 塩化水素 | | | |
| 悪臭 | 施設からの 悪臭の漏洩 | 臭気指数 | 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年9月環境省告示第63号）による | 着工前、竣工時(注)及び 年1回(夏季) | 敷地境界の 1地点 |
| | | 特定悪臭物質 (22物質) | 「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月環境省告示第9号）による | | |
| 騒音 | 機械等の稼働 | 騒音 | JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づき測定 | 着工前、竣工時及び年1回 (平日施設稼働時) | 敷地境界の 1地点 |
| 振動 | 機械等の稼働 | 振動 | JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づき測定 | 着工前、竣工時及び年1回 (平日施設稼働時) | 敷地境界の 1地点 |

※ その他、関係機関と協議のうえ、必要に応じて必要な項目を実施すること。

※(注)における竣工時検査は、引渡し日の2週間以内に実施すること。

※上記項目及び手法に加え、「大気規制のあらまし（岡山県）」、「悪臭規制のあらまし（岡山県）」及び「騒音・振動規制のあらまし（岡山県）」において定められた基準を順守すること。